



The Fulbright Experience for Global Leaders

2017年度日本人対象 アメリカ留学

目次

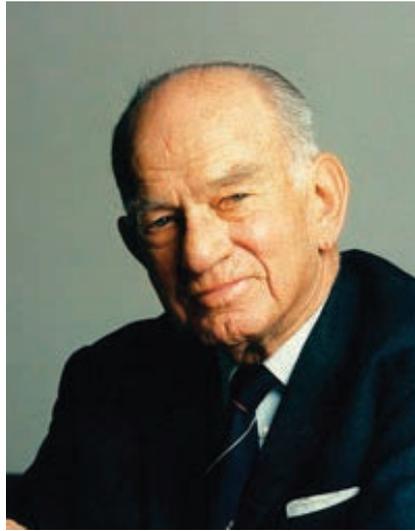
| | |
|---------------------|----|
| フルブライト奨学金制度概要 | 2 |
| 2017年度 募集要項 応募資格要件等 | 3 |
| 申請手続きおよび選考日程 | 5 |
| 大学院留学プログラム | 6 |
| 大学院博士論文研究プログラム | 7 |
| 研究員プログラム | 8 |
| ジャーナリストプログラム | 9 |
| TOEFL/IELTSについて | 10 |

フルブライト 奨学生募集

日米両国政府による留学制度

オンライン登録締切日 2016年5月31日

www.fulbright.jp



“Educational exchange can turn nations into people, contributing as no other form of communication can to the humanizing of international relations. ...I do not think educational exchange is certain to produce affection between peoples, nor indeed do I think that is one of its necessary purposes; it is quite enough if it contributes to the feeling of a common humanity, to an emotional awareness that other countries are populated not by doctrines that we fear but by people with the same capacity for pleasure and pain, for cruelty and kindness, as the people we were brought up with in our own countries.”

Senator J. William Fulbright

日米教育委員会 (フルブライト・ジャパン)

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル207

Tel: 03-3580-3233 Email: program@fulbright.jp

 <https://www.facebook.com/fulbrightjapan>



詳しくはWEBで <http://www.fulbright.jp>

フルブライト奨学金制度概要

フルブライト・プログラムの目的

フルブライト・プログラムは、奨学生に対してそれぞれの専門分野の研究を進めるための財政的援助を行うとともに、何らかの形で日米の相互理解に貢献できるリーダーを養成することを目的としています。従ってフルブライト奨学生は各自の研究活動を行うだけでなく、それぞれの留学先や地域社会・文化等の様々な活動に積極的に参加することで両国に対するより一層の知見を広める事が期待されています。また、帰国後も同窓生として専門性の高い職業あるいは私的な活動を通して、直接的・間接的に日米関係の向上に貢献することが期待されます。

日米間のフルブライト・プログラムは所属機関・居住地・人種および信条に関係なく応募者個人の資質に基づいて選考する一般公募の奨学金制度として国際的な評価を得ています。

フルブライト・プログラムの歴史

フルブライト・プログラムは、第二次世界大戦終了直後の1945年、「世界平和を達成するためには人と人との交流が最も有効である」との信念のもとにウィリアム・フルブライト上院議員が米国議会に提出した法案に基づいて発足した、米国と諸外国との相互理解を目的とする人物交流事業です。

日本では1949年から1951年まで、ガリオア・プログラム(GARIOA/Government And Relief In Occupied Areas)で約1,000名の日本人が米国へ留学しました。

日米講和条約を控えた1951年8月に当時のアメリカ合衆国大使ウィリアム J. シーボルトと吉田茂外務大臣との間で、日米相互の人物交流に関する覚書が交わされ、翌1952年に米国政府により在日合衆国教育委員会が設立され、ガリオア・プログラムを継承する形でフルブライト・プログラムとしての人物交流が始まりました。

日本におけるこの交流事業は開始以来、約30年にわたり米国政府からの資金で運営されてきましたが、1979年12月24日にそれまでのフルブライト交流事業を継承する形で日米教育委員会が設置され、日本政府も運営費用を分担するようになりました。

米国で発足した本プログラムは、世界で最も知られた権威ある人物交流事業として発展し、これまで半世紀以上にわたり13万人以上の米国人と、日本を含む160か国以上の23万人以上の人々に、相手国での研究や教育の機会を提供し、あらゆる分野のリーダー育成に大きな役割を果たしてきました。グローバル化する人類社会がさまざまな課題に直面している今日、フルブライト・プログラムのもつ意義はますますその重要性を増しているといえます。

日米間のプログラム運営体制と交流実績

現在、基本的運営資金は両国政府で折半されていますが、これら政府資金に加え、民間企業・団体・個人からも資金援助を受けております。また、募金活動の効率化・恒久化を図るべく日本人フルブライト同窓生により設立された公益財団法人日米教育交流振興財団を通して民間資金援助も毎年受けており、現在では両国政府資金と併せて年間に日米それぞれ約40～50名の人物交流を実施しています。また、フルブライター(Fulbrighter)と呼ばれる同窓生は日本人が約6,400名、米国人が約2,600名でその中の多くは今日、教育、行政、法曹、ビジネス、マスコミ等さまざまな分野で活躍しています。

日本での開始：1952年

1952年以降の総参加人数：9,000人以上

米国人：約 2,600人 日本人：約 6,400人

過去10年の参加人数

| 年度 | 日本人 | 米国人 |
|-------|-----|-----|
| 2015年 | 42人 | 42人 |
| 2014年 | 47人 | 45人 |
| 2013年 | 47人 | 49人 |
| 2012年 | 53人 | 39人 |
| 2011年 | 45人 | 40人 |
| 2010年 | 55人 | 40人 |
| 2009年 | 66人 | 51人 |
| 2008年 | 53人 | 59人 |
| 2007年 | 46人 | 54人 |
| 2006年 | 47人 | 54人 |

ご寄付いただいた団体、企業

このプログラムは日米両国政府からの資金に加え、公益財団法人日米教育交流振興財団および民間からも資金援助を受けています。2016年度は以下の方々から奨学生一名分以上のご寄付・ご支援をいただく予定です。(アイウエオ順)

- サム・ジェームソン基金
- 志野義治基金
- 全日本空輸(株)(航空券の提供)
- デルタ航空会社(航空券の提供)
- 中川基金
- 三上泰永基金
- 三菱グループ
- (財)吉田育英会(YKK)
- ロバート G. ベーカー基金
(2016年2月現在)

▶ 2017年度 募集要項 応募資格要件等

奨学金プログラムの種類

2017年度日本人対象フルブライト奨学金プログラムは、下記の5種類です。

- 大学院留学プログラム
- 大学院博士論文研究プログラム
- 研究員プログラム
- ジャーナリストプログラム

選考日程の異なるプログラム

- フルブライト語学アシスタント (FLTA) プログラム

採用予定数

各プログラムの採用予定数には、予算、選考の内容・結果により変更が出る場合があります。

給付内容

給付内容は奨学金プログラム、留学先等により異なります。詳細は各プログラムの説明も合わせてお読みください。

- **大学院留学および大学院博士論文研究プログラム:**
往復渡航旅費、往復荷物手当、滞在費、住居手当、家族手当、図書費、着後雑費、授業料(上限あり)
- **研究員およびジャーナリストプログラム:**
往復渡航旅費、往復荷物手当、滞在費、住居手当、家族手当、研究費、着後雑費

さらに、疾病・傷害をカバーするフルブライトグループ保険(本人のみ)が含まれます。ただし、給付内容は、両国政府から委員会に交付される資金の額、あるいは応募者個々の他の財源などを考慮に入れて調整されることがあります。

なお、フルブライト奨学金は目的・給付時期および内容が等しい他の奨学金と重複して受給することはできません。他の奨学金が費用の一部(例えば授業料のみ)を支給する場合には併せて受給することもできますが、それに応じてフルブライト奨学金は減額調整されます。また他の奨学金との重複を避けるために、フルブライトの受給期間を変更あるいは前後に動かすことはできません。

奨学金の対象となる学術分野

米国および日本、さらにはグローバル社会に関連した人文・社会科学分野および、それと直接関連した学際的な分野で、特に以下の領域の研究を奨励します。

1. 米国の研究

歴史学、政治学、経済学、経営学、法学、文学、思想史、社会学、文化人類学、およびジャーナリズムなどの分野を通して米国の文化・社会を研究する。

2. 環太平洋地域の政治・経済関係

日本および米国と、太平洋地域における第三の国(々)との、現代の政治・経済関係を研究する。対象となる「第三の国」の中には、アジア諸国、太平洋諸島、北米、オーストラリアおよびニュージーランドなどが含まれる。9か月以上の奨学金については、委員会の事前許可を得た上で奨学金給付期間内の最後の2か月以内で、研究テーマに直接関連した第三国で研究を行うことができる。

3. 現代社会の諸問題

現代の日本と米国が共通して直面している社会問題についての研究。特に対象になるのは、急速な技術開発の影響、危機管理、情報産業の発達に伴う倫理その他の問題、環境問題、都市化、家族、高齢化社会、公法、犯罪、報道など、現代と関わりが強い研究テーマ。

4. グローバル社会の課題

グローバル社会が直面する諸問題についての研究。特に対象となるのは、公衆衛生・医療政策、通商、労働と流動性、ヒトの移動、環境政策、エネルギー、人口動態などに関連した研究テーマ。

5. 教育

日本と米国の教育制度に関する研究で、特に現代の教育問題に焦点をあてたもの。比較研究が望ましい。研究対象としては、国際化のあらゆる側面(学校、教員、学生)、組織・カリキュラム改革、社会における教育の役割などが含まれる。

全プログラムに共通する応募資格要件

どのプログラムに応募する場合でも、以下の要件を満たす必要があります。そのほかプログラムごとの詳細な資格要件がありますので、各プログラムの募集要項を併せてお読みください。ただし、複数のプログラムの資格要件を満たしている場合でも、ひとつのプログラムにしか応募できません。

1. 日本国籍を有すること。(日米の二重国籍者あるいは米国永住権を持つ者は応募不可)
2. 日本在住の者。
3. 米国で支障なく学術活動が行えるだけの十分な英語能力があること。また、学術的能力のみならず、高いコミュニケーション能力があること。
4. 米国で研究を計画しているテーマに関する専門知識に限らず、広い視野と関心を有すること。
5. 米国で支障なく学術活動が行えるよう、心身ともに健康であること。

下記に該当する者は対象から除く

- 勉学、研究、講義を行うためにすでに渡米中の者あるいは2017米国学年度以前に留学(語学留学を含む)を(予定)している者。
- 2016年7月31日時点からさかのぼって6年間の内、継続して「5年間」米国に在住していた場合は応募対象外。
*大学での勉強、研究等の場合は所属機関の「1学年度」を「1年間」とみなす。
例：1学年度＝9か月の場合、9か月×5年でも「5年間」とみなす。
- 2016年7月31日から2017年6月30日の間、通算90日を超える海外渡航を予定しているもの。

帰国後2年間の自国滞在義務

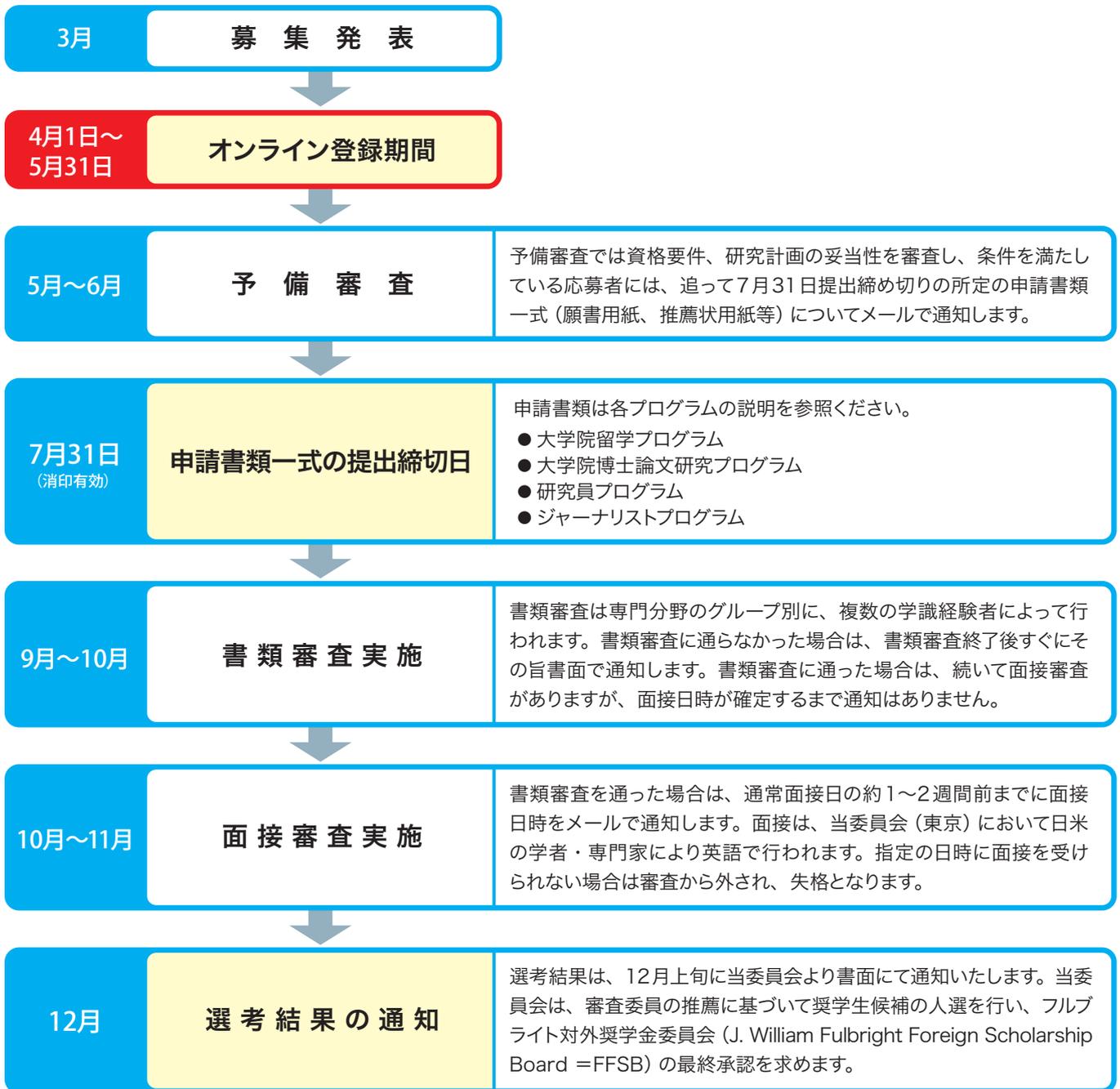
フルブライト奨学生はすべて、米国入国に際して「政府スポンサーの交流訪問者」(“J-1”/government-sponsored exchange visitor)の査証を取得しなければなりません。この査証は訪米目的終了後、直ちに日本に帰国することを義務づけ、さらに米国に再入国する場合、帰国後通算2年間日本に滞在した後でないと、いわゆる移民 (immigrant, permanent resident)、短期役務 (“H”/temporary worker)、会社転勤 (“L”/ intracompany transferee) 等の査証を申請することができません。しかし、再入国の際の身分(査証の種類)によっては、この「2年間自国の滞在の義務」の制限を受けないこともあります。

フルブライト奨学金再応募について

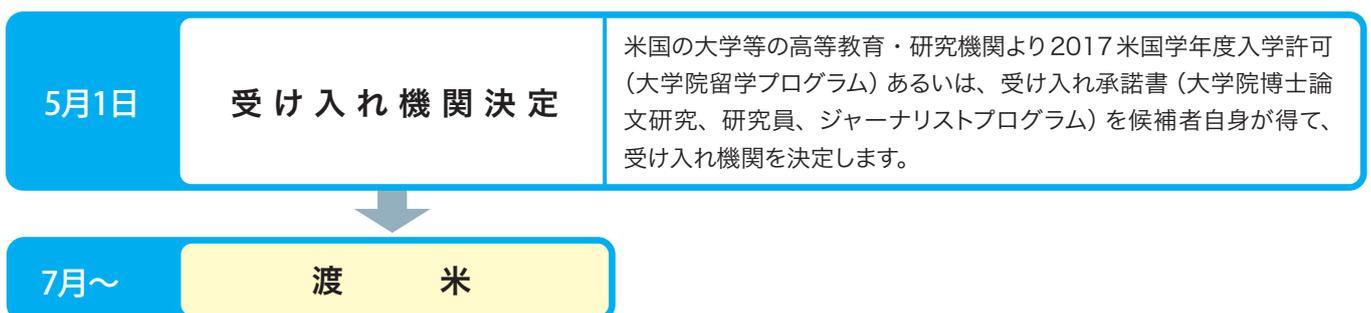
過去のフルブライト奨学金受給者も資格要件を満たしていれば再応募可能ですが、優先順位は低くなります。

申請手続きおよび選考日程

2016年



2017年



採用数や給付条件は資金規模（両国政府からの当該年度拠出額）の最終決定に基づいて2017年春に確定する見通しです。

大学院留学プログラム

2016年度までの「大学院留学（学術系学位）プログラム」と「大学院留学（専門職学位）プログラム」は統合して「大学院留学プログラム」ひとつとなります。

趣旨

フルブライト交流事業の目的を十分理解し、人格面および学業面で優れた若者に米国大学院での研究の機会を与える。米国の大学院博士課程・修士課程に正規の学生として在籍し、学位取得のための科目履修を通して研究を行う。

“ かならず給付内容、対象となる学術分野、全プログラムに共通する応募資格要件を合わせてお読みください。 ”

| | |
|-------|---|
| 採用予定数 | 約20名（「大学院博士論文研究プログラム」を含む） |
| 開始時期 | 2017年秋学期 |
| 給付期間 | 1年目：（原則として12か月。1年プログラムの場合は終了時まで。） 「授業料は40,000ドルを上限」とする。他に生活費、家賃手当等も別途支給。 2年目：「学術系学位」の場合は授業料、生活費等すべて含め「上限25,000ドルまで」更新の可能性がある。更新は1年目の学業成績、財政援助の必要度および委員会の資金により決定するものであり、自動的に更新されることはない。 ただし*「専門職学位」取得希望の場合は2年目の支給はない。 *専門職学位：経営学修士（MBA）、行政学修士（MPA）、公共政策学修士（MPP）、法学修士（LLM）、公衆衛生学修士（MPH）など、米国の専門職系大学院（プロフェッショナルスクール）で研究する場合。 3年目以降の奨学金の更新はない。 |

対象者

- 1) a. ～ c. のいずれかに該当する者。

- a. 将来日本の大学または大学附置の研究機関で教職または研究職を志望する日本の大学院在籍者。
 - b. 博士号を持たない日本の若手大学教員、研究者。
 - c. 社会人として培った経験・知識を大学院レベルの勉強に生かすことのできる者。将来、その経験を日本社会に還元する意思のある者で特に優秀な者。
- 2) 特に若手からの応募を歓迎する。
- 3) 2016年7月31日以前に学士号を取得していること。
- 4) 米国在住経験の少ない者を優先する。

下記に該当する者は対象から除く

- すでに博士号を取得している者、渡米前もしくは渡米中に日本の大学より博士号を取得予定の者。
- すでに米国大学院の修士・博士課程の経験があり（在籍年数・レベルは問わない）、残りの課程修了を目的とする者。
- 医学校・歯科学校においてインターンまたはレジデントとしての研修およびリサーチを目的とする者。

英語能力

- a. 2014年6月～2016年5月に実施されるTOEFLあるいはIELTSを受験しTOEFLは80点(iBT)以上、IELTSは6.0以上を取得すること。詳細は後述、TOEFL/IELTSについてを参照。
指定期間内のTOEFLあるいはIELTSを受験できない場合は失格となります。
- b. 語学力に応じて、米国での夏期オリエンテーションへの参加が要請されることがある。

申請書類（7月31日提出期限）

- 願書（指定用紙）
- 履歴書（和文、英文）
- 英文成績（在籍）・卒業証明書
- 英文推薦状（指定用紙）3通

受入れ先手続き

2017年5月1日までに、米国希望留学先から正規の入学許可を得ること。

採用数や給付条件は資金規模（両国政府からの当該年度拠出額）の最終決定に基づいて2017年春に確定する見通しです。

大学院博士論文研究プログラム

趣旨

近年日本の大学において人文社会科学分野で博士号を授与する傾向が顕著に見られることを背景に、日本の大学に博士論文を提出することを目的として、優れた若手研究者を対象に、米国高等教育機関あるいは研究所などで研究指導を受ける、または米国での現地調査などの機会を提供する。大学院レベルのゼミを聴講することはできるが、単位取得のための科目履修はできない。

“ かならず給付内容、対象となる学術分野、全プログラムに共通する応募資格要件を合わせてお読みください。 ”

| | |
|-------|------------------------|
| 採用予定数 | 約20名（「大学院留学プログラム」を含む） |
| 開始時期 | 2017年秋学期 あるいは 2018年春学期 |
| 給付期間 | 6～10か月 |

対象者

1) a. または b. のいずれかに該当する者。

- a. 日本の大学院において2017年4月1日の時点で博士課程（一貫プログラムの場合は、博士後期課程）に1年以上在籍する者。
- b. 日本の大学院において2017年3月31日までに博士課程標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した上で退学した者（満期退学者）。

2) 特に若手研究者の応募を歓迎する。

3) 米国在住経験の少ない者を優先する。

下記に該当する者は対象から除く

すでに博士号を取得している者。渡米前もしくは渡米中に日本の大学より博士号を取得予定の者。

英語能力

a. 2014年6月～2016年5月に実施されるTOEFLあるいはIELTSを受験しTOEFLは80点(iBT)以上、IELTSは6.0以上を取得すること。詳細は後述、TOEFL/IELTSについてを参照。

指定期間内のTOEFLあるいはIELTSを受験できない場合は失格となります。

b. 語学力に応じて、米国での夏期オリエンテーションへの参加が要請されることがある。

申請書類（7月31日提出期限）

- 願書（指定用紙）
- 履歴書（和文、英文）
- 英文成績（在籍）・卒業証明書
- 英文推薦状（指定用紙）3通

受入れ先手続き

2017年5月1日までに、米国希望留学先から正規の受け入れ承諾書を得ること。

応募資格、選考日程の異なるプログラム フルブライト語学アシスタント(FLTA)プログラム

米国の大学で日本語を教えながら、自身の英語教育のスキル、英語能力、および米国の社会や文化についての知識を深めることを目的とした9か月間のアメリカ留学奨学金プログラムです。

詳しくは下記サイトでご確認ください。

<http://www.fulbright.jp/scholarship/programs/flta.html>

採用数や給付条件は資金規模（両国政府からの当該年度拠出額）の最終決定に基づいて2017年春に確定する見通しです。

研究員プログラム

趣旨

委員会の定める学術分野、特にその中の5つの研究領域で、各自のテーマの専門知識を発展させ、また深めるために、米国高等教育機関あるいは研究所などで米国人教授・研究者の協力のもとで研究を行う。学位取得を目的とすることはできない。大学院レベルのゼミを聴講することもできるが単位取得のための科目履修はできない。

“ かならず給付内容、対象となる学術分野、全プログラムに共通する応募資格要件を合わせてお読みください。 ”

| | |
|-------|---|
| 採用予定数 | 約10名 |
| 開始時期 | 2017年9月1日以降、2018年4月1日以前 |
| 給付期間 | 3～9か月 予算および選考結果により給付期間が希望する期間より短くなる可能性があります。 |

対象者

1) a. または b. のいずれかに該当する者。

a. 日本の四年制大学、大学院大学あるいは大学共同利用研究機関に勤務する専任の教員あるいは研究者。

b. 日本にある政府機関あるいは非営利研究機関において、公衆衛生、老人問題、環境政策などに携わっている常勤の専門職または研究職にある者で、博士号(Ph.D) または専門分野において a. と同等の経験を有する者。

2) 米国で支障なく研究を行えるだけの十分な英語能力があること。

注) 博士論文のための研究は不可。

3) 特に若手研究者の応募を歓迎する。

4) 米国在住経験の少ない者を優先する。

過去にJビザ(J-1またはJ-2)での渡米経験があり、以下の1) または 2) に該当する方はフルブライト研究員として渡米することが出来ません。

1) Jビザカテゴリーが"Professor"または"Research Scholar" (渡米期間は問わない) で、フルブライト奨学金開始日が前回のプログラム終了時より24か月経っていない方。

2) Jビザカテゴリーが"Professor"または"Research Scholar" 以外で6ヶ月以上滞米し、フルブライト奨学金開始日が、前回のプログラム終了時より12か月経っていない方。

申請書類 (7月31日 提出期限)

- 願書(指定用紙)
- 履歴書(和文、英文)
- 英文推薦状(指定用紙)3通
- 出版物サンプル

受入れ先手続き

2017年5月1日までに、米国希望留学先から受け入れ承諾書を得ること。

採用数や給付条件は資金規模（両国政府からの当該年度拠出額）の最終決定に基づいて2017年春に確定する見通しです。

ジャーナリストプログラム

趣旨

委員会の定める学術分野、特にその中の5つの研究領域で、各自の専門知識を深めるために、米国高等教育機関あるいは研究所などで学位取得を目的としない研究を行う。ジャーナリズムの技術面の研修や理論の研究は除く。帰国後米国の経験に関する記事を新聞や雑誌などに寄稿するよう望まれる。

“ かならず給付内容、対象となる学術分野、全プログラムに共通する応募資格要件を合わせてお読みください。 ”

| | |
|-------|---|
| 採用予定数 | 若干名 |
| 開始時期 | 2017年9月1日以降、2018年4月1日以前 |
| 給付期間 | 3～9か月 予算および選考結果により給付期間が希望する期間より短くなる可能性があります。 |

対象者

1) a. または b. のいずれかに該当する者。

a. 日本の一般的報道機関（新聞社・雑誌社・通信社・テレビ局・ラジオ局）に5年以上勤続しているジャーナリスト。

b. 上記に該当する報道機関に定期的に寄稿執筆・出演している経験5年以上の評論家。

- 2) 米国で支障なく研究を行えるだけの十分な英語能力があること。
- 3) 特に若手からの応募を歓迎する。
- 4) 米国在住経験の少ない者を優先する。

過去にJビザ（J-1またはJ-2）での渡米経験があり、以下の1) または 2) に該当する方はフルブライトジャーナリストとして渡米することが出来ません。

- 1) Jビザカテゴリーが"Professor"または"Research Scholar"（渡米期間は問わない）で、フルブライト奨学金開始日が前回のプログラム終了時より24か月経っていない方。
- 2) Jビザカテゴリーが"Professor"または"Research Scholar"以外で6ヶ月以上滞米し、フルブライト奨学金開始日が、前回のプログラム終了時より12か月経っていない方。

下記に該当する者は対象から除く

米国大学院留学経験がある者。（大学学部レベルまでの米国留学経験は可。）

申請書類（7月31日 提出期限）

- 願書（指定用紙）
- 履歴書（和文、英文）
- 英文推薦状（指定用紙）2通
- 出版物サンプル

受入れ先手続き

2017年5月1日までに、米国希望留学先から正規の受け入れ承諾書を得ること。

TOEFL/IELTS について

「大学院留学学位」プログラムおよび「大学院博士論文研究」プログラムに登録するには、指定期間内に受験した TOEFL あるいは IELTS のスコアレポート（コピー可）の提出が必要です。基準点を満たしたスコアレポートの提出がない場合は失格となります。

1. 採用する TOEFL/IELTS の受験期間

2017年度フルブライト奨学金の選考には、**2014年6月1日～2016年5月31日** に実施される TOEFL/IELTS スコアを採用します。この期間の TOEFL あるいは IELTS を受験していない場合は自動的に失格となります。

2. TOEFL/IELTS スコアの基準点

フルブライトの基準点は、**TOEFL (iBT) 80点あるいは IELTS を 6.0以上**です。指定期間内に受験したもので、ITP TOEFL のスコアは認めません。また TOEIC、英検等、他の英語能力測定テストのスコアは代用として認めていません。

指定期間内の TOEFL あるいは IELTS を受験し、基準点を満たしていれば結構です。すでに受験した、あるいはこれから受験予定の TOEFL あるいは IELTS の受験（予定）日を記入し、そのスコアレポート（コピー可）を当委員会に郵送してください。

スコアが高い程、フルブライト奨学金選考において直接的に有利になるということはありません。ただし、アメリカの大学院合格に必要な TOEFL/IELTS のスコアは、通常フルブライト奨学金登録に必要なスコアよりもっと高いものです。

3. 米国大学から学位（学士号、修士号）を取得している場合

米国の大学から学位（学士号、修士号）を取得している場合は TOEFL/IELTS を免除します。ただし、米国の大学院によっては外国人すべてに TOEFL/IELTS スコアの提出を義務付けている場合もありますので、できるだけ TOEFL/IELTS は受験しておかれるようお勧めします。また TOEFL/IELTS を受験した場合は、スコアレポートを当委員会に提出してください。

他の英語圏（英国・カナダ・オーストラリア等）の大学で取得した学位は TOEFL/IELTS 免除の対象になりませんので テストの受験が必要です。

TOEFL/IELTS スコアレポートの提出について

条件を満たしたスコアレポートが手元にある場合

オリジナルスコアレポート、あるいはそのコピー（どちらか1枚）を必ず下記宛に送付してください。一度提出されたスコアレポートは返却いたしませんので、予めご了承ください。

送付先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル207
日米教育委員会 フルブライト交流部 「TOEFL/IELTSスコアレポート在中」
(フルブライト) 受付番号 XXXXXX 氏名 ○○○○

すでにオンライン登録を済ませ、**受付番号**を持っている場合は**封筒の表に番号および登録者氏名**を明記してください。TOEFL/IELTS スコアレポートの郵送がオンライン登録よりも先になる場合は、氏名だけで結構です。

これからTOEFL/IELTSを受験する場合（2016年5月31日受験分まで）

「登録票および予備研究計画書」を先にオンライン登録しておき、TOEFL/IELTS スコアレポートは**結果が出次第、早急に当委員会に郵送してください**。スコアレポートが当委員会に到着し次第、既に提出されている登録票と併せて予備審査を開始します。スコアレポートの提出がない場合は自動的に失格となります。早めに受験手続きをしてください。

■ TOEFL (iBT) の場合

公式スコアレポートを受け取るまで通常受験日から約2週間かかるようです。スコアがインターネット上で確認できる場合、その画面を印刷したものであれば、スコアレポートのコピーとして当委員会で受け取ることができますので、あまり時間がかかるようであればそちらをお送りください。

<https://www.ets.org/jp/toefl>

注) TOEFL 受験時にETSから日米教育委員会に直接スコアレポートが送付されるよう手続きするには、**必ず日米教育委員会のコード**を使用してください。

Name of Institution: Japan-U.S. Educ. Commsn., Tokyo
Institution Code: 9478
Department Code: 00

■ IELTSの場合

スコアレポート（公式の成績証明書<Test Report Form>）は受験日から13日目に発行され、その後受験者に郵送されます。

結果はインターネット上でも確認できます。そのスコア画面を印刷したもので、フルブライト奨学金登録用のスコアレポートのコピーとして受け取ることができますので、あまり時間がかかるようであれば、そちらをお送りください。

注) IELTS 受験時に、日米教育委員会に直接スコアレポートが送付されるよう発行依頼をする場合には、当委員会の名称および住所が必要です。下記手続きしてください。

Fulbright Grant Program
Japan-U.S. Educational Commission
2-14-2-207 Nagata-cho, Chiyoda-ku
Tokyo 100-0014 JAPAN